

重要事項説明書
(介護老人保健施設 ハイマート有玉 予防訪問リハビリテーション)

医療法人社団 岡崎会
ハイマート有玉
訪問リハビリテーション

当事業者が提供する指定予防訪問リハビリテーションの内容に関し、あなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者の概要

事業者の名称	医療法人社団 岡崎会
代表者名	理事長 岡崎 貴宏
主たる事務所の所在地	札幌市東区北三十二条東一丁目 6 番地 10
電話番号	011-776-6681

事業所の名称	介護老人保健施設 ハイマート有玉 訪問リハビリテーション
事業所の所在地	静岡県浜松市中央区有玉南町 1 4 3 6
介護保険事業所番号	2257280129
指定年月日	令和 6 年 7 月 1 日
通常の事業の実施地域	浜松市中央区
交通の便	遠鉄自動車学校前より徒歩 1 2 分

2 事業者の職員の概要

職 種	資 格	員 数
管理者	医師	1 人
理学療法士・作業療法士		1 人

3 サービスの提供時間

提供日	平日（月）～（金）（土・日・祝・12／30～1／3を除く）
営業時間	9：00～17：00

4 訪問リハビリテーションの運営の方針

地域包括ケアの体制の基に、利用者の有する能力に応じ、生活機能の維持または向上を目指し、心身の機能の維持回復を図れるよう、支援し訪問リハビリテーションを実施いたします。

5 利用料金

- (1) 当事業者の指定訪問リハビリテーションの提供（介護保険適用部分）に際しあなたが負担する利用料金は、原則としてご利用者の介護保険負担割合証に準じます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えた部分のサービスについては全額自己負担となります。

*利用料金表は別紙参照

利用料金（1日につき）

令和6年6月1日

内容	料金
予防訪問リハビリテーションの実施 1回 20分 298単位	303 円
40分 596単位	607 円
短期集中リハビリテーション実施加算 (退院、退所、認定日から起算して3か月以内) 1日につき 200単位	204 円
診療未実施減算 1回につき 50単位減算	51 円 減算
12月超減算定 1回につき 30単位減算	31 円 減算
サービス提供体制強化加算 1回 6単位	7 円

※浜松市は地域区分が「7級地」である為、単位数に10.17円を乗じた金額が料金となっています。

(2) 交通費

浜松市中央区にお住まいの方は、交通費は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、「通常の事業の実施地域を越えた地点から」計測する距離で交通費を支払っていただきます。5km以内 片道300円

(3) その他の費用

訪問リハビリテーションを提供するための、水道、ガス、電気等の費用は自己負担となります。

(4) 料金の支払い方法

○1ヶ月間のご利用料金は請求書を翌月15日前後に郵送しますので、当施設指定の金融機関（浜松磐田信用金庫または静岡銀行）より翌月20日（土・日・祝日の場合は前営業日）に自動引落としになります。

金融機関振込みの場合、別途手数料が必要となります。

○万一、残高不足で引落としが出来なかった場合、当月末までに現金払いとなります。

○事情により自動引落とし手続きが出来ない場合、窓口にご相談下さい。

○ハイマート有玉事務課まで直接お越しいただき利用料をお支払いされても結構です。

(営業日時 平日 8:30～17:00 土 8:30～12:00)

(5) キャンセル料

キャンセル料はいただきません。予定変更となり、キャンセルする場合は、至急連絡してください。

(6) その他

被保険者証の支払い方法の変更の記載（保険料を滞納しているため、サービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。この場合、当事業者でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、市町村の窓口に出して差額の払い戻しを受けてください。

6 サービスの利用方法

(1) 利用開始

- 当事業者に電話等でお申し込みください。当事業者の担当職員がお宅に伺い、当事業者の指定訪問リハビリテーションの内容等についてご説明します。
- この説明書により同意を得た後、当事業者の理学・作業療法士が訪問リハビリテーション計画書を作成し、サービスの提供を開始します。
- 居宅サービス計画・介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に居宅介護支援事業者・地域包括支援センターにご相談ください。

(2) サービスの終了

ア 本人のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 7 日以上の予告期間をもって文書で申出てください。

イ 当事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させていただく場合があります。この場合は、サービス終了日の 1 ヶ月前までに、文書により通知します。

ウ その他

- ・当事業者が正当な理由がなくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、利用者や利用者の家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、当事業者が破産した場合、文書で通知することにより直ちにこの契約を終了することができます。
- ・サービスの利用料金を 1 ヶ月以上滞納し、支払の催告を再三したにもかかわらず支払わないとき、利用者が当事業者に対してこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこのサービスを終了させていただく場合があります。

7 サービスの内容

指定訪問リハビリテーションを行うにあたっては、主治医の文書による指示に従います。

8 緊急時の対応方法

指定訪問リハビリテーションの提供中に利用者の容体に変化等があった場合は、速やかに主治医等に連絡します。

9 非常災害対策

非常時の対応	別途定める「医療法人社団 岡崎会 消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の防災訓練等	別途定める「医療法人社団 岡崎会 消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。
防災設備	火災報知器・誘導灯・消火器・煙感知器・熱感知器・非常放送装置など

10 業務継続計画

当施設では、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための計画を策定し、計画にのっとり対応をおこないます。

1.1 個人情報保護法への対応について

当施設は、利用者とその関係者に関する個人情報について適正に取り扱い、法令の定める場合を除き、利用者の許可なくその情報を第三者に提供いたしません。介護保険サービス等、利用のための市町村、居宅支援事業者、その他の介護事業者等への情報提供については、事前に同意を得た上で行います。

確認・修正・開示等を求められた場合についても内容確認の上、遅延なく対応いたします。

個人情報保護方針、問い合わせについては事務窓口、相談員までお願いいたします。

1.2 身体の拘束等

当施設では、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限することがあります。この場合には、その状態および時間、心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を記録し、家族に説明と同意を得ることとします。

1.3 虐待防止について

当施設では、利用者の人権擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため、定期的な委員会の開催及び研修を実施し従業者に周知徹底を図ります。サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに市町村へ通報します。

1.4 衛生管理について

当施設において感染症が発生した場合、まん延しないよう対策を行います。

1 5 学生実習受け入れについて

当事業所は、リハビリテーション科を有する学校の臨床実習を受け入れています。実習については、ご家族の同意を得てから実施いたします。尚、同意をした後も実習の同行訪問を断る事が出来ます。

1 6 記録の整備、閲覧について

サービスの提供に際して作成した記録・書類を、完了日より介護保険の記録は2年間保持いたします。なお保管する記録・書類は、本人・家族のお申し出により閲覧・謄写に応じます。ただし、謄写の実費を請求することがあります。

1 7 要望または苦情の窓口

当事業者のサービスの提供について、相談をすることが出来ます。

相談窓口

担当：介護老人保健施設 ハイマート有玉 訪問リハビリテーション 理学療法士 村松裕子

電話番号：053-434-7877

平日 9時～17時 土日祝祭日 9時～12時

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口にご相談することができます。

市町村	担当窓口 浜松市中央区 健康福祉部 介護保険課 電話番号 053-457-2875 浜松市中央区役所 長寿支援課 電話番号 053-457-2324
国民健康保険団体連合会	担当窓口 静岡県業務部介護保険課 電話番号 054-253-5590

重要事項説明書 付則

〔介護老人保健施設 ハイマート有玉 訪問リハビリテーション〕

付則 この重要事項説明書は 令和 6 年 7 月 1 日から施行する